

阿南工業高等専門学校悠久校友会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、阿南工業高等専門学校悠久校友会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を、阿南工業高等専門学校内に置く。

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦と母校の発展をはかるとともに、学術の進歩と工業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会誌の発行（毎年1回）
- (2) 会員名簿の発行、情報管理
- (3) 会員相互の交流活動に対する援助
- (4) 学校行事、教育事業運営に必要な助成
- (5) 学生の福利厚生への援助
- (6) 学生のキャリア教育に関する支援
- (7) その他この会の目的達成に必要な事業

第2章 会員

(会員の構成)

第5条 この会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 阿南工業高等専門学校に入学、在学した者
- (2) 特別会員 阿南工業高等専門学校の教職員及び本会の趣旨に賛助する者。

(会費)

第6条 正会員は、次に定める会費を納付するものとする。

- (1) 入会金は15,000円とし、本科入学時に納入するものとする。また、一旦納入された入会金は、退会しても返却しないものとする。
なお、令和6年度までに入学した者については、入会金は10,000円とし、卒業までに納入するものとする。
- (2) 年会費は年額2,000円とし、毎年3月末日までに納付するものとする。ただし、本科在学中の学生は年会費の納付は不要とする。

第3章 役員

(役員の構成と任務)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名 名誉会長には阿南工業高等専門学校校長を推戴する。
- (2) 会長 1名 会長は正会員の中から理事会が推薦し、総会の承認を経て選出する。
- (3) 副会長 2名 副会長は会長の推薦により総会の承認を経て選出する。副会長は会長を補佐し、会長不在または職務不能のときはその職務を代行する。
- (4) 顧問 3名 各支部の支部長で構成する。
- (5) 相談役 若干名 相談役は、会長の諮問に応ずる。相談役はこの会に功労ある者を会長が推薦し、総会の承認を経て選出する。
- (6) 理事 若干名 理事は正会員の中から会長・副会長の推薦により総会の承認を得て選出する。校外理事と校内理事で編成されるものとする。
- (7) 監事 3名 監事は総会において正会員中より各科1名ずつ選挙または推薦により選出する。監事は本会の資産及び事業の状況を監査する。
- (8) 幹事 若干名 クラス幹事を年代別で複数で統括する。クラス幹事の中もしくは、理事会の推薦を受けた者で構成される。
- (9) クラス幹事 一卒業年度各科(コース)1名 理事が本県または近隣府県に在住する正会員の中から卒業年度毎に各科(コース)1名ずつを、総会において選挙または推薦により選出するものとする。なおこの定数に増減の必要が生じた場合は、理事会の協議により定数の一部を変更することを妨げない。

(任期)

第8条 役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 名誉顧問

(名誉顧問)

第9条 本会への指導と援助を行うために名誉顧問若干名を置く。名誉顧問は阿南工業高等専門学校事務部長、副校長、教務主事、学生主事、寮務主事、学科長等その他若干名を推薦する。

2 名誉顧問は理事会の議を経て、会長がこれを委嘱する。

第5章 会議

(会議)

第10条 会議は次の三種類とする。

(1) 定期総会 定期総会は会員をもって構成し、毎年一回、阿南工業高等専門学校において開催するとともに、会務報告、収支予算及び決算、その他必要な事項を議決する。

(2) 臨時総会 臨時総会は会長が必要と認める場合に開催し、必要事項を審議する。

(3) 理事会 理事会は会長、副会長、理事をもって構成し、必要事項を協議し、処理する。

(招集)

第11条 会議はすべて会長がこれを招集する。

2 議長には会長をもって充てる。

(議決)

第12条 会議の議決は出席会員の過半数による。ただし、可否同数のときは議長がこれを決する。

2 会員は、委任状をもって議決権を行使することができる。

(書面による議決)

3 やむを得ない理由にて議決を要する会議が開催できない場合は、あらかじめ議事の内容を通知し、書面により議決を求めることができる。

第6章 会計

(経費)

第13条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 納付された会費等は銀行に預金し、基金の造成につとめるものとする。

(会計年)

第14条 本会の会計年は年度とし、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 支部会

(支部会)

第15条 正会員が5名以上在住する地区に支部会を設置することができる。

2 支部会には支部長を置く。

3 支部会においては、会員相互の親睦と連絡をはかる。

第8章 事務局

(事務局及び職員)

第16条 本会の事務等処理するために事務局を置く。

2 事務局には事務局長及び事務職員を置く。

3 事務局長は理事会の推薦により会長が委嘱する。

(事務局長の任務)

第17条 事務局長は会長の委嘱を受け、職員を管理し、文書、記録、印章及びその他の財産の整備保管にあたる。

第9章 会則の改正

(会則の改正)

第18条 会則の改正は理事会の三分の二以上の賛成を得て総会に提案し、その議決を経なければならない。

附 則

1 この会則は、令和7年8月12日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

2 阿南工業高等専門学校悠久同窓会会則は、令和7年3月31日廃止する。